

## 広島県公営企業管理規程第三号

広島県水道用水供給水道条例施行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成二十九年四月一日

広島県公営企業管理者 坂 井 浩 明

### 広島県水道用水供給水道条例施行規程の一部を改正する規程

広島県水道用水供給水道条例施行規程（昭和四十九年広島県公営企業管理規程第二号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第十条関係）

区分	水道事業者	一日当たりの基本水量（単位立方メートル）
広島水道用水供給水道	広島市	三六、七五四
広島水道用水供給水道	呉市	三四、〇六三
広島水道用水供給水道	竹原市	六、一四八
広島水道用水供給水道	東広島市	五八、六六七
広島西部地域水道用水供給水道	江田島市	四、二七三
沼田川水道用水供給水道	海田町	二、六四一
広島西部地域水道用水供給水道	熊野町	六、六九一
沼田川水道用水供給水道	大崎上島町	七、七四一
広島水道用水供給水道	今治市	二四一
沼田川水道用水供給水道	廿日市市	三四、〇〇〇
広島水道用水供給水道	大竹市	五、〇〇〇
沼田川水道用水供給水道	廿日市市	四四、〇〇〇
沼田川水道用水供給水道	三原市	一五、九〇〇
沼田川水道用水供給水道	尾道市	五六、〇五〇
沼田川水道用水供給水道	福山市	一三、〇〇〇
沼田川水道用水供給水道	東広島市	二、四五〇
上島町		

### 附則

この規程は、公布の日から施行する。